

# ○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科博士前期課程 専攻長に関する規程

〔平成18年4月1日〕  
規則第 43号

改正 平成20. 3. 1 19規則96 令和4. 3.17 3規則49

(設置)

**第1条** 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の11の規定に基づき、理工学研究科博士前期課程の各専攻に専攻長を置く。

(職務)

**第2条** 専攻長は、全学の方針及び研究科の運営方針に基づき、当該専攻の運営に関する事項を処理する。

(選考)

**第3条** 専攻長は、各専攻におけるプログラム長の互選により選出された候補者につき、教授会の議を経て、研究科長が選考し、学長が任命する。

(任期)

**第4条** 専攻長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専攻長に欠員が生じた場合の補欠の専攻長の任期は、前任者の残任期間とする。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20. 3. 1 19規則96）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

**附 則**（令和4. 3.17 3規則49）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。